

桂川町農業委員会第8回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後2時～午後2時45分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 8名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏	11	藤川 房信
1	山邊俊明	7	竹本 貞男	12	平塚 重義
2		8		13	大塚 清文
3	野上伸太郎	9	林 英 明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 4名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第19号 農用地利用集積計画の決定について
- (3)報告事項 第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (4)報告事項 第6号 桂川町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓 哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和3年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和3年度第8回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中8名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、5番神崎宏昭委員、8番芳中悟委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を3番野上伸太郎委員、4番久保正澄委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の竹本委員より説明をお願いします。</p>
竹本委員	<p>ご報告いたします。今回の申請地につきましては、10月27日に農業委員会事務局の小金丸局長、藤木係長、原田書記の立会のもと現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が貸資材置場及び貸駐車場として利用するため、農地の転用許可申請がだされております。地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られており問題はないと判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。</p>

林 委 員 | この貸資材置場というのは、先ほど手狭になったからと言っていましたけれども、本人が買って自分の会社に貸すという事ですか。それとも、別の方に貸すということですか。

事 務 局 | 現地で香翠園の〇〇と話をしまして、香翠園の資材を置くということです。駐車場も従業員の駐車場という事で報告を受けております。

議 長 | よろしいでしょうか。

林 委 員 | はい

議 長 | 他にご質問はございませんか。

事 務 局 | 譲渡人での補足説明です。名前が〇〇氏と〇〇氏というお二方のお名前ですが、こちらはご夫婦でございます。以上ご報告でございます。

高 嶋 委 員 | 賃借で借りる時に、契約で現状復旧をしてくださいという事がありますけど、要は田んぼを借りたらそこに物を建てても、そこを返す時は田んぼに戻しますという、そういう契約じゃないですか。もし田んぼに復旧する時は農業委員会に申請をするんですか。

議 長 | 結局田んぼを借りて、転用するという事ですよ。

高 嶋 委 員 | そうです。転用して使っていて、賃借が終わったあと元に戻すという契約があるとするじゃないですか。

議 長 | 結局ですね、転用申請をだしたら、もう農地ではなくなりますので、貸す時にそういう文言をいれるかですね。でも転用申請をしたら農地ではなくなりますからね、

高 嶋 委 員 | もう1回転用申請して、農地に戻す必要はないでしょう。

議 長 | 再転用ですかね。

事 務 局 | そういう事になれば農地に戻すということはあるかと思えます。その時は農業委員会の場でということになります。

議 長 | 1回転用したら、中々農地に戻すというのはないと思うんですけど。

事務局 何条申請で転用かけるかっていうところが、ネックになってくると思います。所有者の方がそのままなのか、変わるのかという所ですね。

林委員 今回の関連でいいですか。たとえば普通の雑種地に表土を持ってきて、畑にする場合ですね、それは農地にしようと思えばできるんですか。

議長 雑種地になったら、たぶん畑には戻せないと思います。

林委員 例えば農業をしたくて広い雑種地を畑にして、農地として申請できるんでしょうか。

議長 基本的に雑種地は、これは農地ではないと認めているんですから、それを農地にするという事は、まずできません。

事務局は、先ほどの件と合わせて確認して来月にでも報告してください。他にご質問はないですか。なければ採決いたします。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第19号、桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。関連がありますので、報告事項第5号、農地法第18条第6項の規定による届出も合わせて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件

令和3年11月11日から令和4年11月10日 1年 賃貸借権

通年 田 水稲 9,542㎡ 11筆 貸手1 借手1

令和3年11月11日から令和4年11月10日 1年 使用貸借

通年 田 水稲 2,305㎡ 1筆 貸手1 借手1

令和3年11月11日から令和6年11月10日 3年 賃貸借権

通年 田 水稲 3,078㎡ 2筆 貸手1 借手1

令和3年11月11日から令和8年11月10日 5年 賃貸借権

通年 田 水稲 2,789㎡ 1筆 貸手1 借手1

令和3年11月11日から令和13年11月10日 10年 賃貸借権

通年 田 水稲 13,299㎡ 11筆 貸手5 借手2

令和3年11月11日から令和13年11月10日 10年 使用貸借

通年 田 水稻 2, 266㎡ 1筆 貸手1 借手1

補足でございます。1番目の賃借人が九州アグリサービスということで今回合意解約が出ておりますが、こちらにつきましては次の利用権設定者は地元で検討されているということです。2番目から4番目は、賃借人の方が〇〇さんですが、ちょっと体調をくずされているので耕作することができないという事で、新たに利用権の設定を別の方で行っております

議 長

質問はございませんか。

それでは採決いたします。議案第19号桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。続きまして報告事項第6号、桂川町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問等はございますか。

大塚推進委員

令和3年の月しか入れてないけど、ここの所が11月になるということですね。予定として。

事 務 局

そうです。

大塚推進委員

それと最後の25ページですが、施行する日はまだなんでしょう。

事 務 局

はいそうです。最終的には県に認定を受けるという形になっておりますので、実際は12月になろうかと思えます。

議 長

他に質問はございませんか。それでは報告事項第6号をおわります。続きまして、その他事項を事務局よりお願いします。

事 務 局

その他事項
・全国農業委員会代表者集会について

- ・意見交換会（忘年会）について
- ・農業委員研修大会について
- ・新年会について

次回の農業委員会は12月2日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第8回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人